

刑事補償請求事件及び費用補償請求事件の処理について

刑事補償請求事件（刑事補償法）

1 請求権者

- (1) 未決の抑留・拘禁又は刑の執行を受けた者で、後に①無罪の裁判を受けた者（1条）、②免訴又は公訴棄却の裁判を受けた者でもしその裁判をすべき事由がなかったならば無罪の裁判を受けるべきと認められる充分な事由がある者（25条）。
- (2) (1)の相続人（2条）
注 (1)及び(2)の代理人による請求も可能（9条）

2 管轄裁判所

無罪（免訴・公訴棄却）の裁判をした裁判所（6条）

3 請求期間

無罪（免訴・公訴棄却）の裁判が確定した日から3年以内（7条）

4 請求書の点検

請求書の形式や記載事項についての定めはないが、請求を特定する事項として請求人及び請求の趣旨・原因が記載されているか確認する。

5 求意見（14条前段）

調査官に相談の上、回答期限を定め、書記官名で検察官及び請求人に求意見をする。最高検察庁には求意見書を事件関係送付簿により、請求人には求意見書を特別送達郵便により送付する（代理人請求の場合は当該代理人にも求意見をする。）。

6 調査、計算書の作成

補償の内容によって、その額を算出して計算書を作成する。

- (1) 抑留、拘禁、懲役、禁錮、拘留による補償（4条1項）
 - ア 各審級を通じて、請求人が身柄を拘束されていた日数による。
 - イ 1日当たりの補償金額を決定した上、補償金額を算出する（1日1000円以上1万2500円以下の割合による。）。
- (2) 罰金又は料料の執行による補償（4条5項）
既に徴収した額に、徴収の日の翌日から決定日までの利息（年5分）を加算する（毎年中に1年に満たない期間がある場合の利息計算に注意する。）。
- (3) 刑事補償支出金額につき調査した結果を計算書として作成し、調査官に提出する。
- (4) 調査官作成の報告書・決定案を点検した上、文書係に済書依頼する（済書内訳は上告棄却決定と同じ。）。

7 決定原本の作成及び決裁

(1) 作成、点検

文書係から決定書（済書）が送付されたら、うち1部を決定原本とし、決定案との照合、点検を行う。

(2) 決裁

【決裁パターン A】を原則とする。

担当書記官→首席書記官→担当調査官の順に決定原本の点検を受けた上、裁判官決裁票（報告書・決定案）及び決定原本を裁判官の決裁に付す。

8 発出、払渡請求手続

(1) 裁判官決裁終了後、決定謄本を送達する。最高検察庁には事件関係送付簿により、請求人には特別送達郵便により送付する（代理人請求の場合は当該代理人にも送達する。）。

なお、請求人には刑事補償金払渡請求書及び確定証明申請書を同封する。

(2) 経理局主計課出納第一係に決定日及び補償金額を連絡する。

(3) 請求人から①刑事補償金払渡請求書、②刑事補償決定謄本、③確定証明書を提出させ、経理局主計課出納第一係へ事件関係送付簿（府内）により送付する。

確定証明書は、請求人の申請に基づき、請求人への決定謄本送達日を確定日として担当書記官が証明する。

9 公示手続（24条）

補償決定を受けた者から公示の申立てがされたとき（申立期限は補償決定確定後2か月以内）は、官報及び申立人の選択する3紙以内の新聞に1回以上決定の要旨を公示することとなるが、この手続は、司法行政機関としての裁判所が行う手続で、第二訟廷事務室裁判関係庶務係が事務処理を担当する。

費用補償請求事件（刑訴法188条の2ないし7）

1 請求権者

- (1) ア 無罪の判決を受けた被告人であった者（刑訴法188条の3第1項）
イ 檢察官のみが上訴した場合において、上訴が棄却され又は取り下げられて原裁判が確定したときの当該事件の被告人又は被告人であった者（刑訴188条の5）
- (2) (1)の相続人（刑訴法188条の7，刑事補償法2条）
注 (1)及び(2)の代理人による請求も可能（刑訴法188条の7，刑事補償法9条）

2 管轄裁判所

- (1) 上記1の(1)アの場合
無罪の判決をした裁判所（刑訴法188条の3第1項）
- (2) 上記1の(1)イの場合
当該上訴裁判所であった最高裁判所（刑訴法188条の5第1項）

3 請求期間

- (1) 上記1の(1)アの場合
無罪の判決が確定した後6か月以内（刑訴法188条の3第2項）
- (2) 上記1の(1)イの場合
当該上訴に係る原裁判が確定した後2か月以内（刑訴法188条の5第2項）

4 請求書の点検

請求書の形式や記載事項についての定めはないが、請求を特定する事項として請求人及び請求の趣旨・原因が記載されているか確認する。

5 求意見（刑訴法188条の7，刑事補償法14条前段）

刑事補償請求事件と同じ

6 調査、計算書の作成

- (1) 補償すべき費用（刑訴法188条の6）
各審級における
ア 被告人であった者及び弁護人であった者の公判期日、公判準備期日に出頭に要した旅費、日当、宿泊料
イ 弁護人であった者の判決宣告時までの報酬
- (2) 通達等の調査
各審級における公判期日、公判準備の期間に適用されていた被告人、弁護人の日当、宿泊料及び弁護人報酬に関する法律、規則、通達（最高裁通達だけでなく、各下級裁で施行されていた通達も含む。）入手する。
- (3) 出頭状況、審理時間等の調査
ア 各審級における各公判期日、公判準備の出頭状況、審理時間を調査
イ 各審級における各公判期日、公判準備手続へ出頭するについての旅費を交通機関の事務所に照会するなどして調査
- (4) 旅費、日当、宿泊料、報酬の計算（刑訴規則138条の9）
- (5) 以上の結果を計算書として作成し、調査官に提出する。

(6) 調査官作成の報告書・決定案を点検した上、文書係に済書依頼する。(済書内訳は上告棄却決定と同じ。)。

7 決定原本の作成及び決裁

(1) 作成、点検

文書係から決定書(済書)が送付されたら、うち1部を決定原本とし、決定案との照合、点検を行う。

(2) 決裁

【決裁パターン A】を原則とする。

担当書記官→首席書記官→担当調査官の順に決定原本の点検を受けた上、裁判官決裁票(報告書・決定案)及び決定原本を裁判官の決裁に付す。

8 発出、払渡手続

刑事補償請求事件に同じ。